

児童相談所開設に向けた計画書

平成 31 年 4 月

江戸川区

はじめに ～江戸川区児童相談所開設に向けて～

平成 28 年 5 月 27 日、依然として深刻の度を増す児童虐待について、その発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を目的として、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、同年 6 月 3 日に公布されました。その中には対策の柱の一つとして、政令で定める特別区が児童相談所を設置できるものとされたところです。このことは、平成 22 年に支援の狭間に落ちた 7 歳の児童が虐待死するという痛ましい事件を経験し、虐待対応の未熟さを痛感しながら二度と不幸な事件を起こすまいと固く心に決めた本区にとって、悲願実現への道筋が開かれたことにほかなりません。

これまで東京都では、東京都の児童相談所と特別区の子ども家庭支援センターが相互に連携して児童虐待対応を行っており、本区でも平成 16 年度に子ども家庭支援センターを設置し、子どもや家庭への支援体制を充実してきました。そのような体制の必要性は全国的にも認識され、法改正の中で「市町村子ども家庭総合支援拠点の整備」として具体化されたところです。しかし、虐待相談対応件数は増え続け、未だ悲しい事件も後を絶ちません。江戸川区児童相談所を開設するに当たっては、今以上の虐待発生時の迅速・的確な対応や虐待の発生防止に資するものにすべく、以下の理念を実現してまいります。

まずは、子どもの命を守る児童虐待対応はまさに危機管理であり、本区が児童相談所を開設することによって、「指揮命令系統の一元化」を図り、より一層の早期かつ的確な対応ができると考えています。

次に、基礎的自治体である本区が自ら保有する対象児童等の居住地や健診歴、在園・在学履歴などの基本情報を速やかに照会することができ、加えて母子保健や保育、学校教育、障害者福祉、生活保護、近年開始した学習支援や食事支援、居場所事業など、実施主体としての住民サービスを駆使し総合的かつ専門的に支援することが可能です。さらには地域の住民や関係団体・機関などの顔の見える中で地域の力を活かせることができます。これらの有効な資源を江戸川区児童相談所が核となって調整し「支援対応の一元化」を図ることで、児童虐待防止にも大きく奏効すると確信しています。

そして、児童に係る相談先の選択を相談者に強いることのないよう第一義的な相談を受ける「相談窓口の一元化」を図るなど、地域に開かれ浸透する児童相談所とすることもあるべき姿として考えています。

目 次

	頁
第 1 章 基本方針	1
1. 基本方針	1
2. 実現に向けた施策	1
3. 開設時期	2
4. 管轄区域	2
第 2 章 住民にわかりやすい窓口の設置〈窓口対応の一元化〉	3
1. 基本的な考え方	3
2. 具体的な対応の流れ	3
第 3 章 課題発生時の迅速・的確な対応〈指揮系統の一元化〉	5
1. 基本的な考え方	5
2. 具体的な相談の流れ	5
3. 虐待通告から 48 時間以内の安全確認について	7
(1) 虐待通告から緊急受理会議	7
(2) 安全確認の方法	7
(3) 48 時間以内の安全確認が出来なかった場合	7
(4) 安全確認後の流れ	8
4. 区内 3 地域制の相談業務対応	9
5. 夜間休日の児童虐待対応	10
第 4 章 発生予防機能の強化〈支援対応の一元化〉	11
1. 基本的な考え方	11
2. 基礎自治体の特性を活かした支援	11
3. 地域の支援対応	18
4. 要保護児童対策地域協議会の運営	19
第 5 章 一時保護所の業務	20
1. 基本的な考え方	20
2. 一時保護所の定員数	20
3. 一時保護委託	21
第 6 章 社会的養護	22
1. 基本的な考え方	22
2. 家庭養護	22
(1) 里親認定・ファミリーホーム認定基準	22
(2) 里親・ファミリーホームへの委託	23
(3) 里親・ファミリーホームへの支援	23
(4) 里親制度の普及と新規開拓	23

(5) フォスタリング機関	23
3. 施設養護	24
4. 自立支援	24
第7章 広域調整について	25
第8章 児童相談所設置に向けた準備	25
1. 児童相談所の整備	25
(1) 施設整備	25
2. 組織体制	27
(1) 組織体制	27
(2) 担当の主な業務	27
(3) 職員体制	28
第9章 職員の確保・育成	29
1. 基本的な考え方	29
2. 確保策	29
3. 育成策	30
(1) 派遣研修	30
(2) 児童相談所開設に向けた子ども家庭支援センター職員等の育成	31
(3) 特別区研修所における児童相談所関連研修の受講	31
(4) 児童相談所開設後の人事ローテーション	31
第10章 江東児童相談所からの児童ケースの引継ぎ	32
1. 在宅指導ケース	32
2. 一時保護・施設入所・里親委託のケース	32
3. 虐待の初動体制について	32
第11章 児童相談所開設当初の東京都からの助言及び援助	32
第12章 児童相談所設置市が処理する業務	33
1. 業務一覧	33
2. 今後のスケジュール	33
第13章 計画の策定経緯	34
1. 計画の位置づけ	34
2. 計画の策定経緯	34
第14章 区の子童虐待対応の現状	35

第 1 章 基本方針

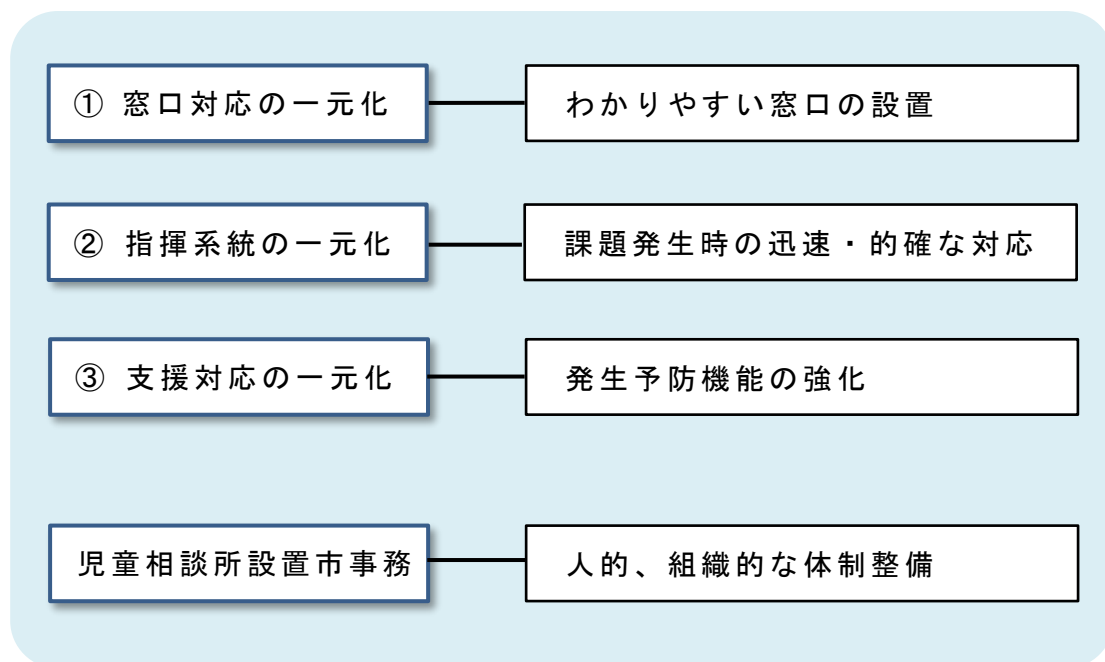
1. 基本方針

本区が児童相談所を設置運営するにあたっては、平成 28 年の改正児童福祉法の理念に則り、全ての子どもが等しく持つ権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）を保障し、区民生活に密接した基礎自治体として、地域住民、関係機関と連携し、いかなる支援、措置においても子どもの最善の利益を優先した相談援助活動を実施していくことを目指す。

2. 実現に向けた施策

基本方針の実現に向けて、以下の 3 つの一元化により、「わかりやすい窓口の設置」、「課題発生時の迅速・的確な対応」、「発生予防機能の強化」の実現に取り組んでいく。

また、児童相談所設置市として処理する事務を遂行するための体制を整備していく。



3. 開設時期

江戸川区児童相談所の開設時期は、平成32年4月1日とする。

4. 管轄区域

本区の行政区域全域を江戸川区児童相談所の所管区域とする。

※ 江戸川区の現状（平成31年4月1日現在）

人 口	6 9 7 , 8 0 1 人
児童人口	1 0 9 , 2 5 1 人
世 帯 数	3 4 3 , 0 7 4 世帯
面 積	4 9 . 0 9 k m ²

第2章 住民にわかりやすい窓口の設置〈窓口対応の一元化〉

1. 基本的な考え方

児童相談所は、子どもやその家庭に関する相談に対して、第一義的かつ専門的に受け止め、適切な支援につなげていく。

2. 具体的な対応の流れ

区民等から寄せられる相談は、総合相談係のインターカーが受け付け（受理）、相談者の主訴に応じた対応窓口以案内する。

インターカーは、各相談者の主訴を的確に捉え、内容を整理したうえで各担当に引き継いでいく。最初の受付窓口で、主訴に対して的確かつ丁寧に応じることで、スムーズな相談対応に導いていく。

〔 総合相談係のインテーク対応 〕

機能	相談区分・内容	対応見込	対応部門			備考	
			総合相談係	調査係	援助係		
児童相談所機能	1 養護相談						
	(1) 養育相談						
		①保護者傷病・入院	・要指導	▲		●	2週間以内:ショートステイ
		②保護者家出・失踪				●	
		③保護者死亡・孤児				●	
		④保護者拘留等				●	
		⑤保護者離婚				●	
		⑥保護者就労		▲		●	
		⑦養育環境				●	
		⑧その他		●(特定妊婦)			
		※①～⑧のうち「要支援」と判断したもの		●			
		⑨迷子・遺児				●	
		⑩里親に関する相談				●	【里親担当児童福祉司】
	(2) 虐待						
	①通告	・助言終了		●			
		・要一時保護		●	●	事例により両係で対応	
		・要指導等		▲	●		
2 保健指導							
	健康管理に関する相談	一般	●			健康サポートセンター紹介	

機能	相談区分・内容	対応見込	対応部門			備考
			総合相談係	調査係	援助係	
児童相談所機能	3 身体障害相談					
	(1) 視聴覚障害相談					
	① 施設入所				●	
	※上記①以外の相談	●				障害者福祉課ほか紹介
	(2) 言語発達障害相談					
	① 施設入所				●	
	※上記①以外の相談	●				健康サポートセンター-他紹介
	(3) 肢体不自由相談					
	① 施設入所				●	
	※上記①以外の相談	●				障害者福祉課ほか紹介
	4 知的障害相談					
	(1) 重症心身障害相談					
	① 施設入所相談				●	
	※上記①以外の相談	●				障害者福祉課ほか紹介
	(2) 知的障害相談					
	① 愛の手帳相談				●	
	② 施設入所				●	
	※上記以外の相談	●				障害者福祉課ほか紹介
	(3) ことばの遅れ相談					
	※知的な遅れが推察される相談	●			▲	発達障害支援センター-他
	5 発達障害相談					
	① 施設入所相談				●	
	※上記以外の相談	●				発達障害支援センター-他
	6 非行相談					
	(1) ぐ犯行為等相談					
	① 警察からの児童通告(法25条)				●	
② 保護者、学校からの相談	▲			●		
(2) 触法行為相談						
① 警察からの児童通告(法25条)				●		
② 警察からの事件送致(少年法6-6)				●		
7 育成相談						
(1) 不登校相談						
① 背景に要保護要件あり(家庭環境等)				●		
② 園、学校等に問題(いじめ等)	●				教育相談センターほか	
(2) 性格行動相談(少年)						
(3) しつけ相談(乳幼児)						
① 心理司等の関与が必要				●		
② 上記以外の相談	●					
(4) 適性相談						
① 心理司等の関与が必要				●		
② 上記以外の相談	●				教育委員会ほか紹介	
(5) ことばの遅れ相談						
家庭環境不備等による相談	▲			●		
子家セン機能	1 新規相談受付(インテーク振り分け)		●			
	2 子育て相談		●			
	3 子どもの心理相談対応		●			
	4 養育支援訪問事業		●			
	5 要支援ケース対応(特定妊婦等)		●			
	6 ショートステイ事業対応		●			
	7 虐待予防事業対応		●			
	8 居所不明児童に関すること		●			
	9 要保護児童地域対策協議会		●			

第3章 課題発生時の迅速・的確な対応〈指揮系統の一元化〉

1. 基本的な考え方

児童虐待等をはじめとする緊急対応事案の発生が疑われる場合には、児童相談所長の指揮命令の下に、初動体制として、「調査係」が児童の48時間内現認等を速やかに行い、その後、継続的な支援をする必要がある事案は、「援助係」に担当を引き継いでいく。初動（介入）と「支援」の体制を分けることにより、緊急避難的な対応は速やかに、また、継続的な対応はきめ細やかに支援することが可能となり、限られた人員体制のなかで効率的かつ効果的に対応することができる。さらに、支援を受ける側にとっては、介入と支援の業務を担う職員が相異なることで、相談しやすく、信頼関係の構築とより的確な支援の提供が可能になる。

2. 具体的な相談の流れ

総合相談係のインターカーが、緊急事案の通告受理後、直ちに緊急受理会議を開く。住民基本台帳等の基本情報の精査及び初動体制の確認後、調査係が児童現認及び現地調査に向い必要に応じて緊急一時保護の対応を行う。その際、事案によっては援助係と協力して対応する。関係機関等の調査後、診断（社会診断・心理診断・医学診断・行動診断）を行い、援助方針会議で援助方針を決定し支援の実施となる。

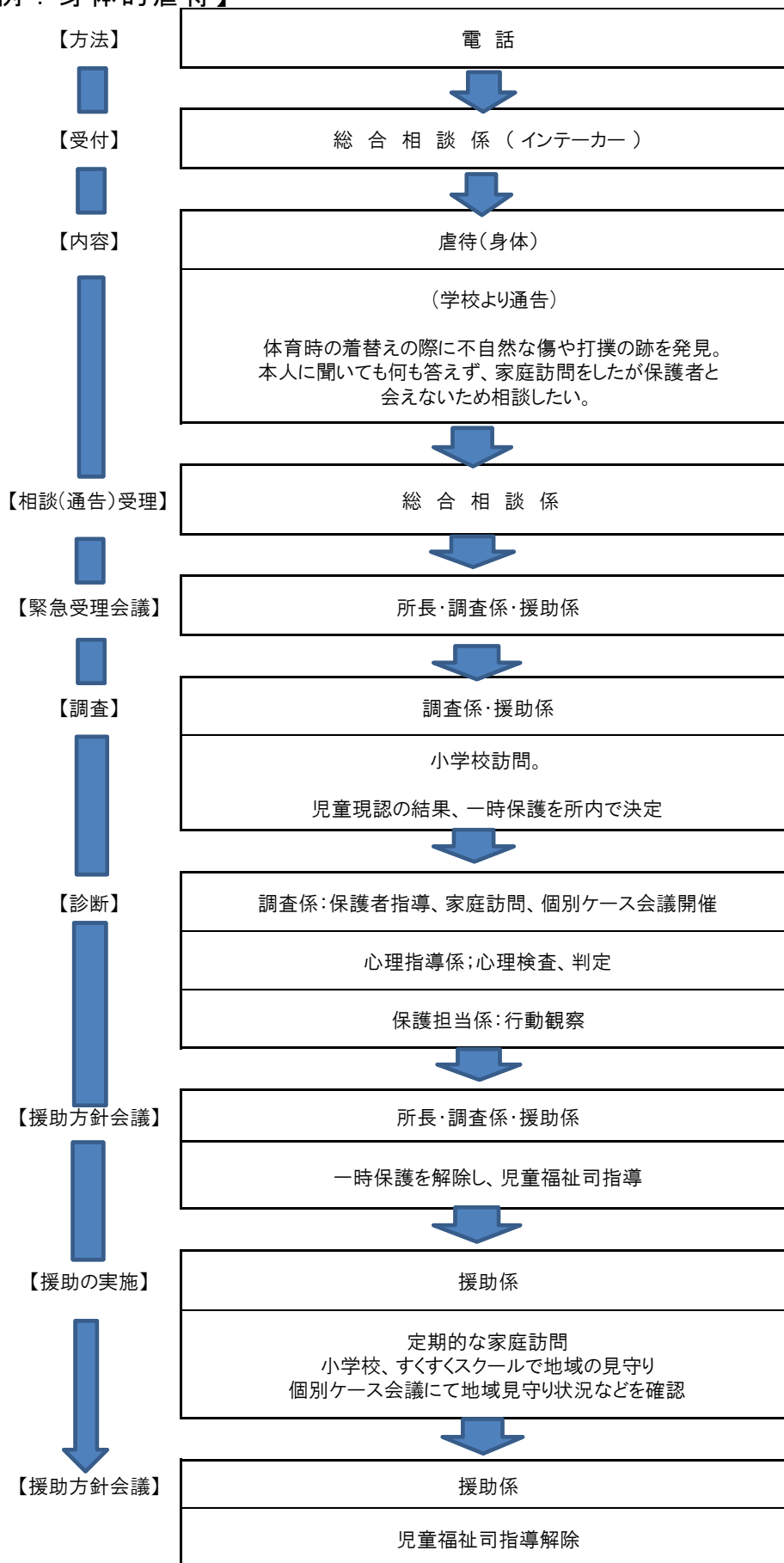
調査係の業務は緊急対応までとし、継続的な支援を必要とする事案は援助係が担当する。これにより、調査係は緊急対応を速やかに行うことに特化でき、援助係は予告なく発生する緊急事案対応に追われることなく、継続事案にきめ細やかに対応していくことができる。

このように、児童相談所長の指揮命令の下、ケースの状況に応じて、各係が連携しながら介入から保護へ速やかに応じ、必要な支援を時期を逃さず対応していく。

さらに、基礎自治体で運営する児童相談所ならではの、地域住民及び関係機関と顔の見える緊密な関係性を活かし、個々の事例の発生から介入、支援、自立までの一連の援助を、地域と連携してよりきめ細かく応じていく。

[相談の受理から支援対応の流れ]

【事例：身体的虐待】



3. 虐待通告から48時間以内の安全確認について

(1) 虐待通告から緊急受理会議

総合相談係（インテーカー）に寄せられる相談が、虐待通告または虐待と疑われる事案であった場合は、「虐待相談・通告受付票」に基づき的確に聴取し、調査係に当該事案を引き継ぐ。調査係職員は、直ちに児童の住民基本台帳情報、児童の在籍情報、医療受診情報、過去の対応歴、世帯の生活保護受給状況などの基本的情報を精査し、緊急受理会議を速やかに開催する。

緊急受理会議では、緊急性の判断を行い、調査方針、調査対象期間を決定するとともに児童の安全確認方法を具体的に決定する。

(2) 安全確認の方法

児童相談所職員が直接目視によることを基本とする。状況により間接現認を依頼する場合は、児童の所属機関職員による直接目視を依頼する。

安全確認の実施にあたっては、保護者に丁寧に虐待通告があったことを説明し、子どもと面会し、子どもから直接名前・年齢を確認する。また、不自然に痩せていないか、髪の毛や身体を清潔にしているか、着ている洋服が汚れていないか、傷痕等がないかを確認する。

保護者が、子どもが在宅にも拘わらず子どもとの面会を拒み正当な理由がない場合には、立ち入り調査を実施する。

(3) 48時間以内の安全確認が出来なかった場合

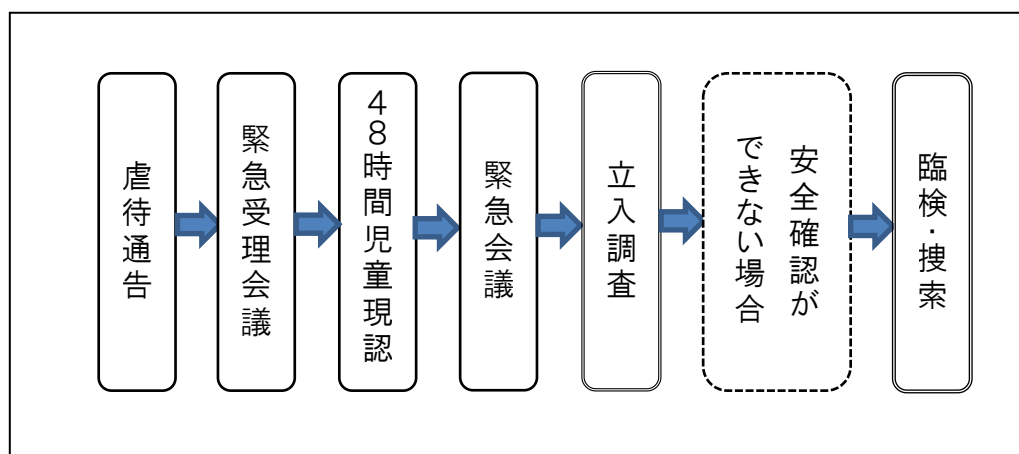
児童の特定が出来ているにもかかわらず、48時間以内に児童の現認が出来なかった場合は、緊急会議を開催し立入調査を実施するのか、保護者への出頭要求を実施するかを決定する（ただし、出頭要求を実施しても安全確認が出来なかった場合には、直ちに立入調査を行う）。立入調査を決定した場合は、必要に応じて警察の援助要請を行う。

(4) 安全確認後の流れ

立入調査を拒否された場合には、速やかに裁判所へ許可状の請求を行い臨検・捜索を行う。臨検・捜索を実施する際には警察へ援助要請を行う。なお、当該拒否に正当な理由がなく、立入調査の拒否の態様やそれまでの経緯等を勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認める場合には警察署に告発することを検討する。

臨検・捜索を行ってもなお、児童の安全確認が出来ない場合は行方不明届を警察に提出し、全国の児童相談所に CA 情報を発出する等、虐待の疑いがある居所不明児童として対応する。

[安全確認の流れ]



4. 区内3地域制の相談業務対応

児童相談所の業務遂行にあたっては、児童相談所の管轄区域を3つの地域に分け（生活保護業務の地域割に合致）、子ども家庭総合支援部門である「総合相談係」、虐待の初期対応を担う「調査係」、継続的な相談を担う「援助係」「心理指導係」が各々に同一の地域を担うことで、相談から支援、保護、家庭復帰、自立までを一貫して対応する体制としていく。

地 域	総合相談係 (子家機能)	調査係	援助係	心理指導係
小松川事務所・区民課 管内	第1係担当	第 1 係		
小岩・鹿骨・東部事務所 管内	第2係担当	第 2 係		
葛西事務所 管内	第3係担当	第 3 係		

5. 夜間休日の児童虐待対応

(1) 基本的な考え方

夜間・休日においても電話による児童虐待通告及び警察による身柄通告などに迅速かつ的確に対応する。

(2) 夜間・休日の定義

ア 夜間

午後5時15分から翌日の午前8時30分までを夜間とする。

イ 休日

土曜日、日曜日、年末年始、国民の休日、祝日の午前8時30分から午後5時15分までを休日とする。

(3) 電話による受理体制

ア 夜間

業務委託による対応とし、児童相談所内に委託先職員が常駐し受理するとともに、児童福祉司S V他はオンコール体制をとる。

イ 休日

通年開所体制により通告に応じる。緊急対応が必要な場合、緊急受理会議を開き児童現認を行う。一時保護など措置対応が必要である場合は、児童相談所長の指示による。

(4) 警察による身柄通告

ア 夜間

業務委託の電話相談員が受け一時保護課長へ連絡。一時保護課長から児童相談所長へ連絡を行い、児童相談所長の判断により一時保護課で警察からの身柄通告を対応する。

イ 休日

通年開所体制で警察からの連絡を受け、児童相談所長の指示を受ける。

第4章 発生予防機能の強化〈支援対応の一元化の実現〉

1. 基本的な考え方

児童相談所を設置する区としては、前章で謳う「課題発生時の迅速・的確な対応」を図ることはもちろん、虐待など子どもを取り巻く負の事象が発生しない地域社会を希求していかなければならない。

虐待など重篤な問題の発生要素として、経済不安や夫婦不和、疾病、育児負担の増大など生活に様々なストレスを抱えつつ、周囲との関係が閉ざされた家庭内で適切な支援につながらず、その結果放置された複雑な生活問題が積重し危機的な状態に陥っていることが指摘されている。

本区は、高度成長期の公害問題や災害に強い街づくり、環境美化など地域住民とともに様々な困難な課題を克服し、その過程の中で強固な地域コミュニティ（地域力）が醸成されてきた。住民に身近な存在である区は、町会・自治会、民生児童委員、青少年委員や保護司をはじめとする旺盛な地域力とともに社会的に孤立しがちな家庭を見守る体制を構築し、基礎的自治体として有する様々な施策を駆使しながら、家庭に発現する問題が深刻度を増す前に支援の手を差し伸べていく。

2. 基礎自治体の特性を活かした支援

区は、乳児家庭全戸訪問などの母子保健、保育などの育児支援、各種手当支給や生活保護などの経済支援、学校教育、さらには子どもの貧困対策としての学習支援や食事支援など、住民生活に直結した支援サービスをきめ細かく展開している。困難を抱える家庭に対しては、これらのサービスを駆使して総合的・専門的に支援していく。

子ども・子育て家庭に対する主な支援策は次のとおりである。

〔 子ども・子育て家庭への主な支援策 〕

1 母子健康支援

➤ 妊婦全数面接・・・ぴよママ相談

健康サポートセンターでの妊娠届出時に保健師が妊婦と面接を行い、情報提供や相談に対応。必要に応じて支援プランを作成し、継続支援に繋げる。

➤ 両親学級・・・ハローベビー教室

➤ 妊婦健診/妊婦歯科健診

➤ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問・地域子育て見守り事業）

生後4ヶ月までの乳児家庭に保健師または助産師が訪問し、母子の健康状態の確認や育児相談を実施。または子育て見守り員が訪問し子育て支援情報を届け、育児状況を確認する。

➤ 産後ケア

心身に不調や育児不安があり、支援が受けにくい産婦とその子に対し、区内産院において宿泊型（最大14日間）と通所型の育児支援を実施。

➤ 健診・予防接種

乳児から3歳児までの節目健診、生後2ヶ月から13歳未満の予防接種。

2 育児支援

➤ 0歳児家庭サポート（よちよち応援隊）

保護者が乳児と向き合う時間を確保するための支援策として、0歳児（乳児）の家庭へ家事支援サービスを無料で提供。

➤ 保育ママ

0歳児（乳児）の家庭での保育が困難な場合、保護者に代わって家庭的な環境の中で愛情深く保育する本区独自の制度

➤ 子育てひろば

就学前の乳幼児と保護者が、自由に遊び、交流しながら子育ての仲間づくりや情報交換ができる場。区内20ヵ所で開催し、全てのひろばに保育士等が常駐し、利用者からの相談に応じ関係機関との連携を図っている。

➤ **子どもショートステイ**

保護者の病気、介護、冠婚葬祭、就労等で一時的に養育が出来ない時に宿泊を伴った一時預かり。

➤ **子育て安心パスポート**

区立保育園全園で、ご家庭で子育て中の方を対象に「育児相談」「保育園にあそびにきませんか」「親子 de チャレンジ」「園庭開放」「プール開放」等を実施。参加者には「子育て安心パスポート」を配布。

➤ **子どもと家庭のおとなりさん**

子育ての支援が必要な家庭を訪問し、乳児支援（沐浴・離乳食等）、子ども支援（遊び・支援同行等）、家事支援、学習支援等その家庭に必要な支援を行う。（上限 48 回）

➤ **その他**

幼稚園・保育園、育成室、一時保育、ファミリー・サポート事業、病児・病後児保育、緊急一時保育（区立保育園で実施）、一時保育（一部の私立保育園で実施）

3 健全育成支援

➤ **子どもの食の支援**

- ・食事支援ボランティア派遣「おうち食堂」（未就学児も対応）
支援が必要な家庭に有償ボランティアを派遣（年間 48 回上限）。
- ・子ども配食サービス「KODOMOごはん便」
希望する家庭の児童の自宅までお弁当を届ける（年間 48 回上限）。
＜参考＞ 子ども食堂の設置促進（31 年 4 月現在、区内 24 ヶ所）

➤ **学習支援**

大学生等のボランティアによる個別指導学習。

- ・ひとり親家庭対象（集合型・派遣型）、一般中高生対象（集合型）
- ・次世代育成支援事業（不登校や高校進学への動機づけが必要な児童）

➤ **子どもの居場所事業（e-りびんぐ）**

学習支援や体験活動などを通じて生きる力を育成。

➤ **なごみの家（区内 9 か所）**

子どもから熟年者まで気軽に立ち寄れる学習支援、食の支援、居場所

➤ **すくすくスクール**

区内小学校の全校に配置（70ヶ所）。学校・地域の連携によって世代の違う多くの大人や児童と交流。また、学童保育としての機能もある。

➤ **チャレンジ・ザ・ドリーム**

全中学校の中学 2 年生が 5 日間の職場体験事業

➤ **共育プラザ**

中高生の活動支援、子育て支援、世代間の交流支援を行う。（区内 6 館）

➤ **教育研究所**

教育上の悩みを持つ保護者や児童・生徒等を対象とした教育相談、不登校児童・生徒の学校復帰に向けた直接的な支援事業を実施。

4 障害児支援

➤ **発達相談室なないろ**

心理士などの専門家が発達障害（疑い含む）のある児童の相談に応じる。また、必要に応じて情報の聞き取りや心理検査等を通して、児童の特性を踏まえた支援や対応について環境調整を行う。

➤ **育成室**

就学前の心身の発達に遅れや心配のある児童が、保護者とともに通い、楽しく遊びながら、日常生活に必要な身辺自立の向上と心身の発達を促すことを目的として児童発達支援事業を実施。

➤ **障害児通所支援**

放課後等デイサービス（放課後や休業日に生活能力向上のための訓練事業）や児童発達支援などの支援サービス

5 家庭自立支援

➤ **ひとり親家庭の親に対する就労支援**

ひとり親家庭の父及び母に対して、その家庭状況や就労経験等の個別事情に合わせた職を斡旋するとともに、就労に向けた支援を実施。

➤ **ひとり親家庭自立支援給付金の支給**

➤ **配偶者暴力相談センター**

パートナーからの暴力等の相談に応じるとともに暴力の防止、被害者の自立を支援するための取り組みを実施。

➤ **母子生活支援施設**

6 経済的支援

➤ **出産費用の助成**

入院助産の申請を通して特定妊婦の疑いや、出産育児に対して支援が必要な家庭が表出し、支援に繋げていく。

➤ **乳児養育手当**

0歳児を養育する家庭に支給

➤ **子ども医療費助成**

中学3年生までの児童が医療機関で健康保険証を使用して受診した際の自己負担分を助成。

➤ **くらしごと相談室**

経済的に困窮し、生活が立ち行かなくなる恐れのある方に対して、早い段階から暮らしや仕事の様々な相談に応じ支援を実施。

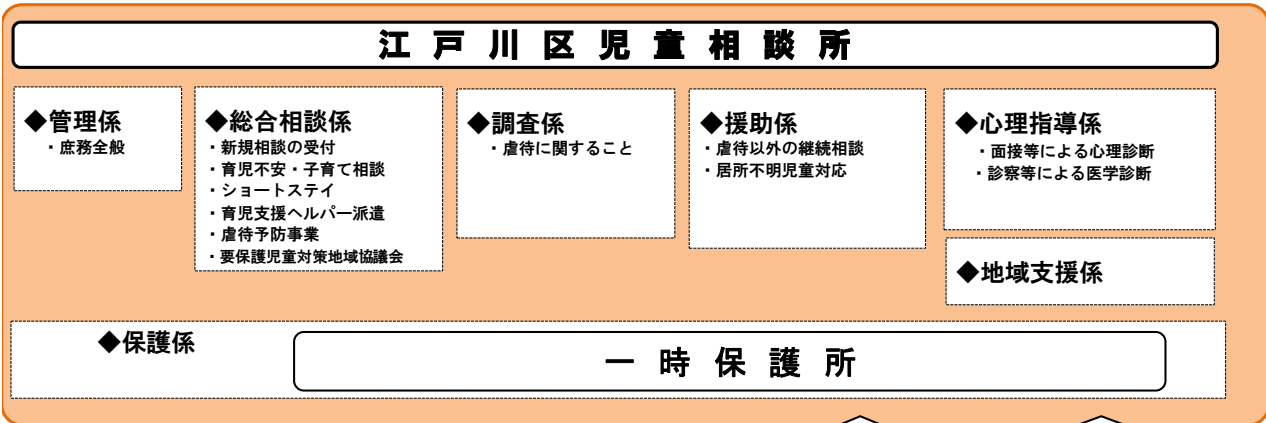
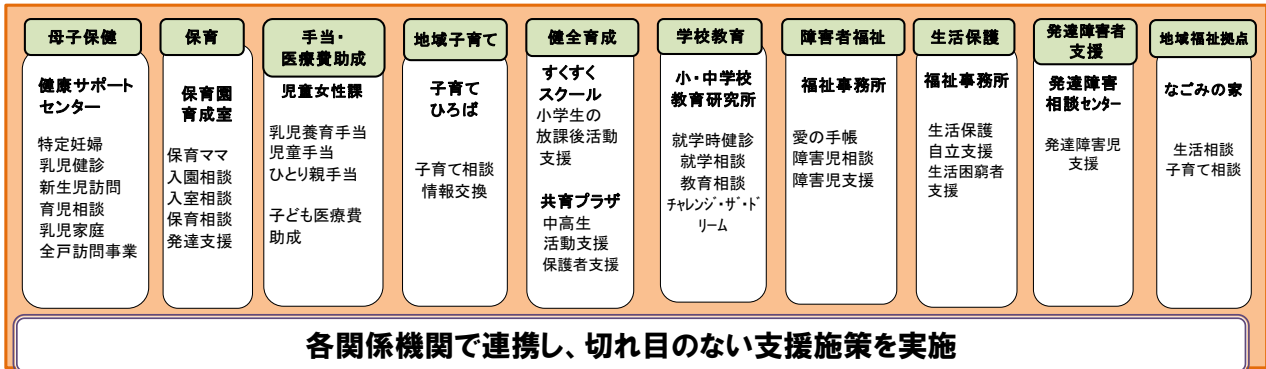
➤ **その他**

児童手当、ひとり親手当（児童育成手当ほか）、生活保護

〔 子ども・子育て家庭への主な支援 〕

種別	妊娠中	0歳	1～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	中学卒業～18歳
1 母子健康支援		産後ケア					
	妊婦健診/妊婦歯科検診	新生児訪問					
		乳幼児の健診・歯科検診・歯科相談					
	びよママ相談						
ハローベビー教室							
2 育児支援		よちよち応援隊					
		保育ママ	区立・私立保育園 認証保育所				
		子育てひろば					
		子どもショートステイ					
		子育て安心パスポート					
		子どもと家庭のおとなりさん					
		小規模保育	幼稚園				
		一時保育、病児・病後児保育					
		ファミリーサポートセンター					
		子ども家庭支援センター<相談事業、講座、児童虐待防止>					
3 健全育成支援					小学校	中学校	
					スクールカウンセラーの配置		
					KODOMOごはん便		
					食の支援「おうち食堂」		
					江戸川さくら塾・さくら塾ジュニア(ひとり親)		江戸川さくら予備校(ひとり親家庭)
					えどさく先生(ひとり親)		
					e-りびんぐ(子どもの居場所事)		
					次世代育成支援事業	高校進学支援プログラム	
					不登校元気プログラム等		
					すくすくスクール	チャレンジ・サ・ドリーム	
					共育プラザ・1655cafe(学習支援事業)		
					教育相談		
					学校復帰に向けた児童・生徒への指導・支援		
				なごみの家(地域包括ケアシステム)			
4 障害児支援							
					発達相談室はない		
			育成室	放課後デイサービス			
5 家庭自立支援							
		ひとり親家庭の親に対する就労支援 すずらん					
		ひとり親家庭自立支援給付金の支給<自立支援教育訓練給付金・職業訓練促進給付金>					
		そよ風松島荘(母子生活支援施設)					
	配偶者暴力相談センター						
6 経済的支援	入院助産	乳児養育手当					
		子ども医療費助成				ひとり親医療費助成	
		児童手当					
		児童扶養手当					
		児童育成手当					
					就学援助		
					入学資金の融資あっせん		
		母子及び父子福祉資金貸付					
		生活一時資金 /					
		母子福祉生活一時資金貸付					
	障害児関係手当(特別児童扶養手当等)						
	生活保護制度						

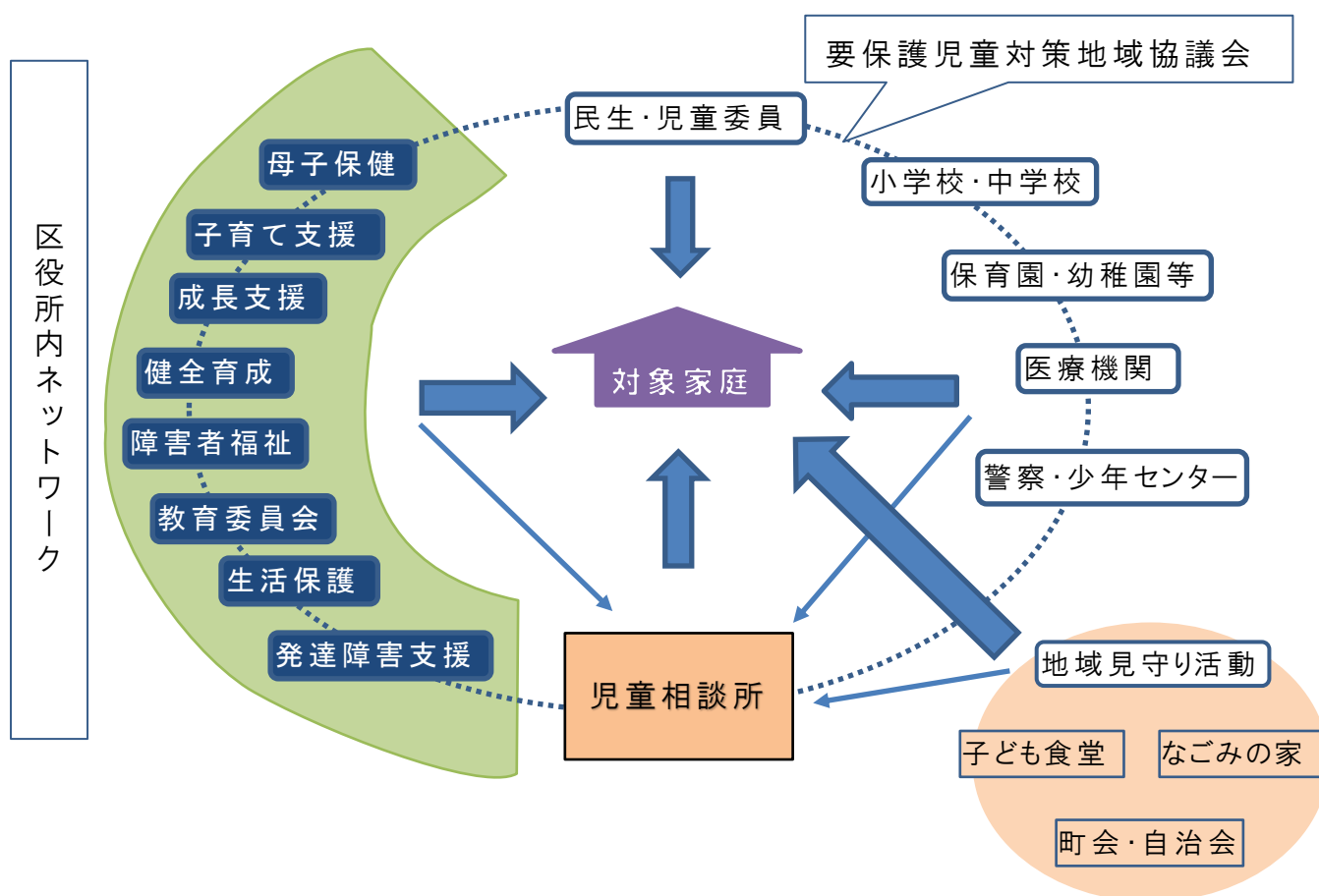
[子ども・子育て家庭支援策との連携]



3. 地域の支援対応

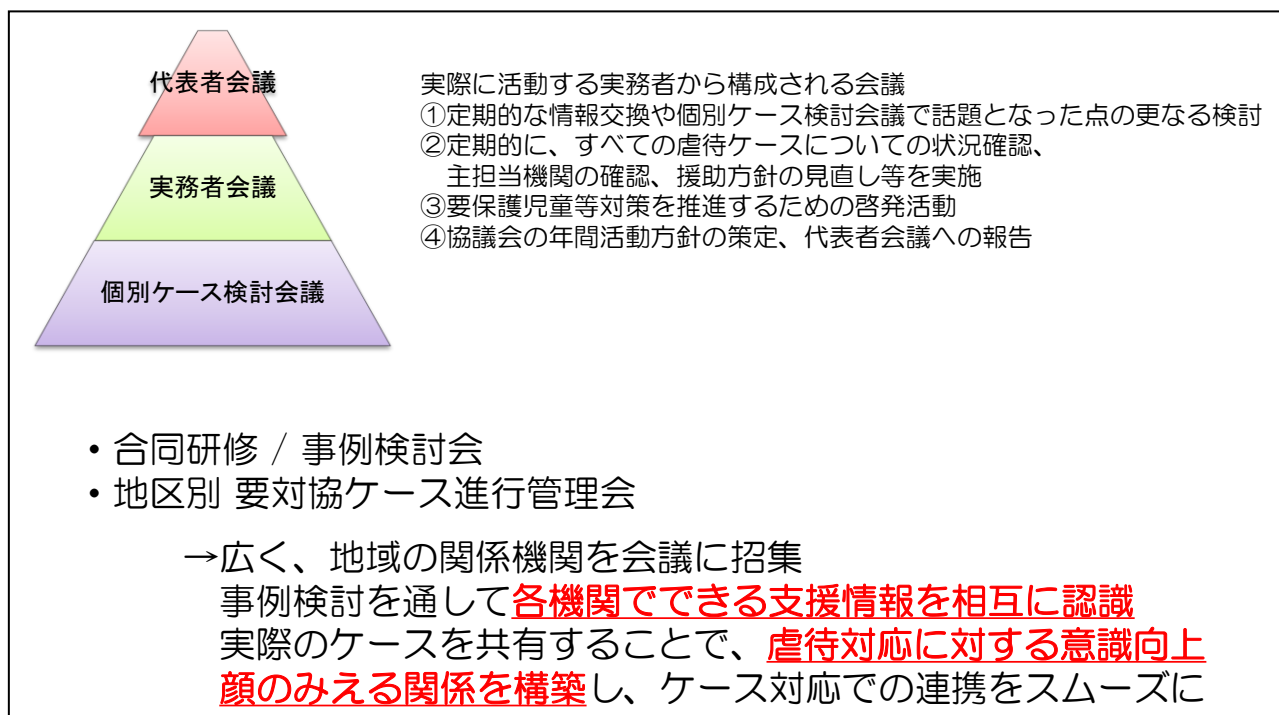
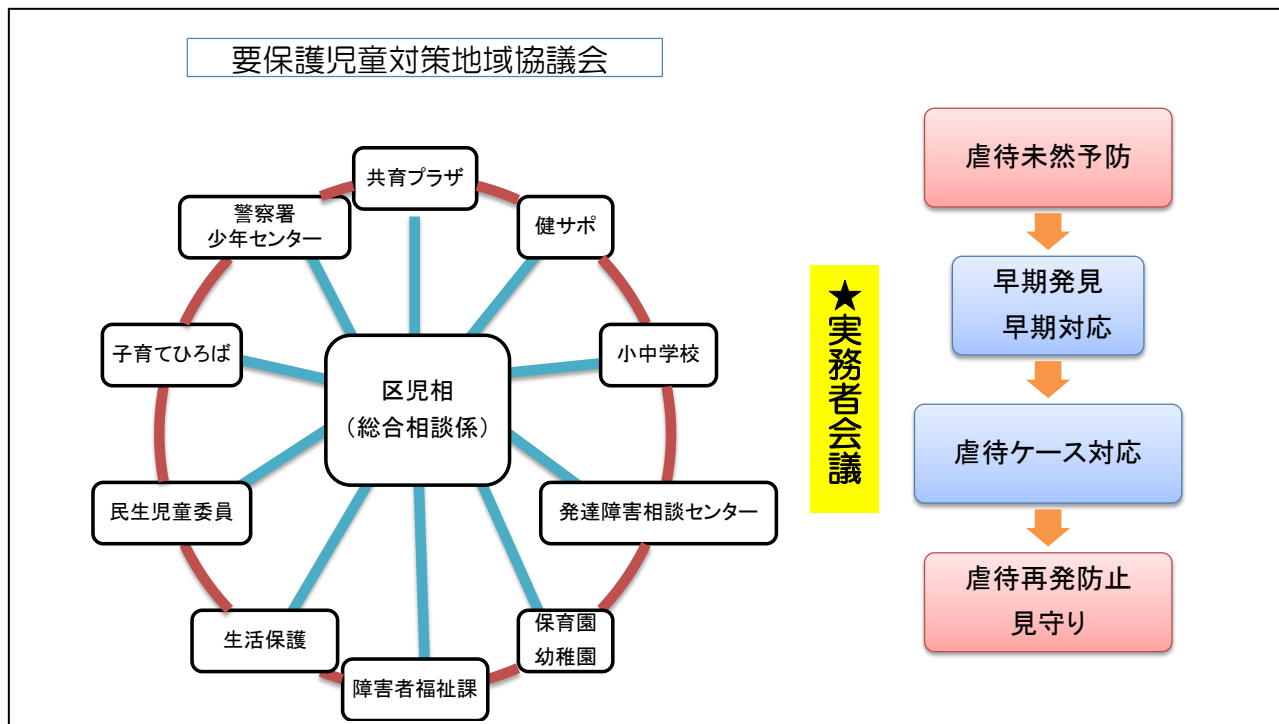
本区には、環境問題など多くの苦難を地域住民と区が共に克服してきた歴史と、その過程で培われてきた豊かなコミュニティに支えられた「自分達のまちは自分達でよくする」という他に誇るべき地域を愛する心“地域力”がある。この地域力を子どもたちの健全育成の分野でより発揮できるよう、関係機関との顔の見える関係性を活かした見守り活動を充実することで、支援を必要とする家庭の子どもを“地域の子ども”として地域が支えていく体制の整備を図る。虐待家庭の多くが、地域における関係性が乏しいために子育ての孤立が深刻化し、支援の手が行き届かない状況にあることが指摘されている。町会・自治会や民生・児童委員、青少年委員はもちろん、近年、地域で広がりを見せている子ども食堂やフードバンク活動、食事支援ボランティア、地元商店街などの地域ネットワークをさらに発展させて、地域力を活かした支援に繋げていく。

〔 児童相談所と地域・関係機関との連携イメージ図 〕



4. 要保護児童対策地域協議会の運営

実務者会議を区内の8か所の地域（健康サポートセンター管轄割）で開催し、進行管理を行うとともに、地域で気になる児童（家庭）について、顔の見える関係性のなかで情報共有することにより、タイミングを逃さず適切な支援を行っていく。



第 5 章 一時保護所の業務

1. 基本的な考え方

一時保護所は、児童の人権擁護を第一に安全が守られ、明るく温もりを感じながら心穏やかに過ごせる生活環境を提供していく。保護する児童の年齢に応じた支援を行い、一人ひとりの状況に合わせた対応を図っていく。

また、児童指導員の研修の機会を確保し、専門性を高めていく。

2. 一時保護所の定員数

定員 35名

《定員の内訳》

- ・未就学児童（概ね2～6歳）……………7名
- ・就学児童（7～18歳未満）……………28名（男児14名 女児14名）

《定員算出基礎》

平成27年度の保護状況によれば、1日あたりの一時保護を必要とする児童数は18人であり、およそその倍の人数を定員とした。

① 江戸川区児童の状況（平成27年度）

区 分	年間実人数	1日あたり保護人員 実人数×保護日数/365
一時保護所	158人	18人
一時保護委託	52人	6人
一時保護の人数計	210人	
平均保護日数(都全体)	42日	

② 江戸川区児童の一時保護所への保護状況(年齢別)(平成27年度)

区 分	2～6歳	7～18歳未満	計
男 児	17人	68人	85人
女 児	11人	60人	71人
平均保護日数	38.6日		
男児 1日平均	2人	8人	10人
女児 1日平均	2人	7人	9人
計	4人	15人	19人

3. 一時保護委託

児童やその家庭の状況により、一時保護所での保護が適当でない児童については、児童養護施設や乳児院等への一時保護委託を行う。

区内には、現在、施設がなく、また、児童やその家庭の状況により区外施設や区外に居住する里親における保護が望ましい事例もあることから、区外施設及び里親への一時保護委託について具体的な調整を図っていく。

江戸川区児童の一時保護委託の状況(平成27年度)

	0歳	1歳	2～18歳未満
年間人数	3人	6人	43人

第 6 章 社会的養護

1. 基本的な考え方

本区の社会的養護環境は脆弱であり、社会的養護の体制整備は喫緊の課題である。一方、社会的養護環境の充実にあたっては、平成 28 年児童福祉法改正で掲げられた「家庭と同様の養育環境」の推進を基本理念とし、里親家庭の整備・拡充を中心に体制の充実を図る。本区内の養育家庭里親数は、概ね 20 家庭程度であり、登録里親数を伸ばすべく、まずは、里親が“区民にとってありふれたもの”となるよう、その認知に向けて区民に里親制度の周知を限なく行っていく。

また、区内初の乳児院は、平成 31 年 4 月に開設され、児童養護施設は、区有地を活用して平成 33 年春の開設に向けて準備中である。両施設とも、子どもショートステイ事業や地域交流・相談事業など地域に根差した支援事業を予定しており、社会的養護環境の拠点として連携を深めていく。

さらに、児童養護施設退所後の自立支援として、自立援助ホームの誘致など退所児童の支援体制を構築していく。

2. 家庭養護

平成 29 年 8 月の「新しい社会的養育ビジョン」に則った家庭養護の推進を図っていく。現在の区内の里親家庭は 20 家庭程度であるが、これを、中学校区に 1 家庭（33 家庭）に、さらに小学校区に 1 家庭（70 家庭）に拡げていく。

そのための方策として、平成 30 年度から開始した個人宅ショートステイ事業を推進し、この事業の延長として養育里親を位置づけ、段階的な拡大も視野に入れ整備を図る。

（1）里親認定・ファミリーホーム認定基準

東京都の認定基準に基づき認定を行う。

(2) 里親・ファミリーホームへの委託

区内の里親への委託を原則とするが、委託する児童やその家庭状況によって区内への委託が難しい場合は、東京都及び特別区間で定めたルールに則り、区外の登録里親への委託を依頼する。

(3) 里親・ファミリーホームへの支援

今後、区内に整備をしていく児童養護施設の専門的な支援を軸に、地域で里親家庭及びファミリーホームを支えていく体制を整備していく。区内各所の子育てひろば、幼稚園・保育園、保育ママ、ファミリー・サポート協力員、すくすくスクールなどによる子育て地域サポーター体制をつくる。

また、児童相談所地域交流スペースで里親サロンを開催するなど、里親間の交流事業も開催していく。

(4) 里親制度の普及と新規開拓

里親家庭を温かく見守る地域社会づくりを目指し、里親が地域にありふれた存在となるように、地道で継続的な里親制度の普及啓発活動を展開していく（町会回覧版や幼稚園・保育園・小中学校の在籍児童家庭への各戸周知、区内各団体への説明など）。

特に毎年10月の里親月間には集中的な広報活動を進めていく。

(参考) 平成30年10月里親月間の活動

- ・ 広報えどがわ平成30年9月20日号で「里親特集」を掲載
- ・ 区作成里親制度紹介ビデオの区内各所での放映
- ・ 区役所本庁正面玄関におけるパネル展示と個別相談会

(5) フォスタリング機関

東京都で行われている「チーム養育制度」を参考に、里親のリクルート、アセスメント、研修、委託中の里親への支援、マッチングの有効な方策を特別区間との調整を図りつつ検討していく。

3. 施設養護

児童養護施設の開設

平成33年4月開設を目途に、区有地を活用して児童養護施設を誘致する。当該施設は、家庭に戻せない児童の一時保護後の入所先及び一時保護委託先であることに加え、ショートステイや子育て支援拠点、里親支援などの機能を有する。整備にあたっては「新しい社会的養育ビジョン」の趣旨を踏まえ、良好な家庭的環境の保持を目途に、設置運営法人と調整を図る。

所在地	江戸川区江戸川二丁目13番地2
敷地面積	737㎡
施設定員	24人
開設目途	平成33年4月
設置運営法人	社会福祉法人 共生会

4. 自立支援

児童養護施設退所後の児童への自立支援として、区内に自立援助ホームの誘致を検討していく。また、地域で生活していくための支援を合わせて検討していく。

第 7 章 広域調整について

1. 東京都及び特別区間の協定について

別添「特別区児童相談所の設置に向けた都区間の連携に関する事項」参照

第 8 章 児童相談所設置に向けた準備

1. 児童相談所の整備

(1) 施設整備

ア 基本的な考え方

① 児童相談所

地域に開かれた児童相談拠点となるよう整備する。1階に地域交流スペースを設け、子育てに関する事業や、里親サロン、関係者勉強会等を開催し、区民や関係機関が気軽に立ち寄れる施設とする。

また、児童の負担を軽減するための被害確認面接室や、家庭復帰の試行等に利用できる親子訓練室など様々な状況にある子どもと家庭を支援する機能を整備する。

② 一時保護所

閉塞感を緩和するため、建物中央部に吹き抜けの庭を設け、全体が採光にあふれた明るい施設とする。

学齢児童の居室は個室を基本とし、また、個浴環境を整えるなど、子どもの権利養護を第一に、プライバシーやライフスタイル、年齢構成などに配慮し、可能な限り最適な生活環境を提供する。

イ 設置場所

所在地
敷地面積

江戸川区中央三丁目4番
2, 285.97㎡



ウ 施設概要

建物規模
延床面積
施設内容

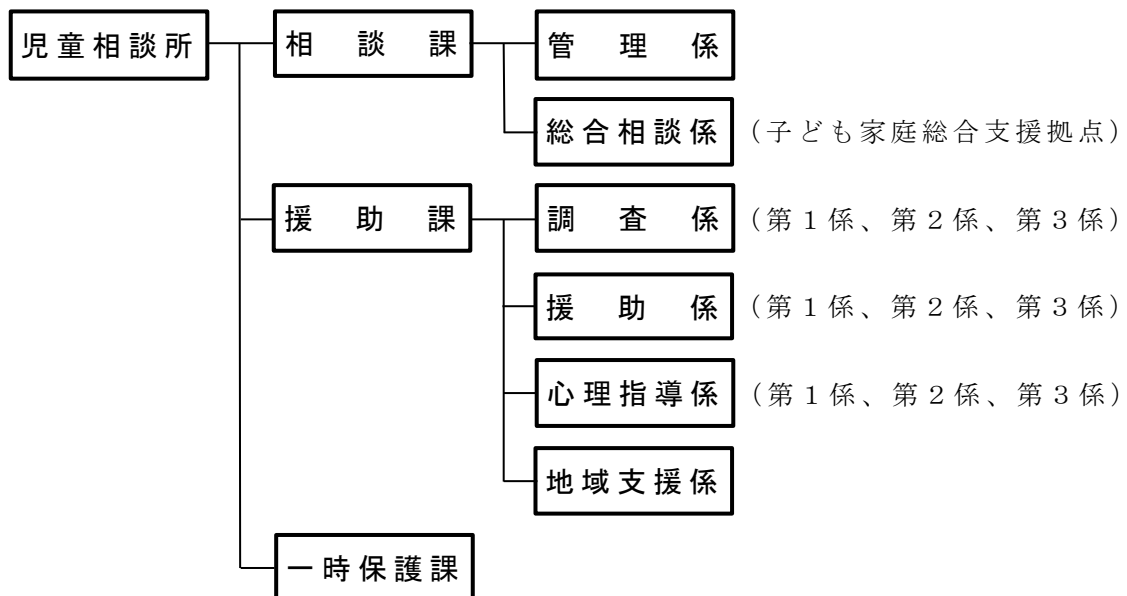
地上4階建
4,508.91㎡
児童相談所、一時保護所
1階 児童相談所玄関、地域交流スペース等
2階 事務室、児童居室等
3階 児童相談所受付、相談室、親子訓練室等
4階 体育館、心理相談室、会議室等



2. 組織体制 〈指揮系統の一元化〉の実現

(1) 組織体制

児童相談所長のもとで、支援から介入までを一貫した対応を迅速に行うため、子ども家庭支援センター（市区町村子ども家庭総合支援拠点）を児童相談所に統合して組織編成する。



(2) 担当の主な業務

課	係	主な所掌事務
相談課	管理係	施設管理、措置費支払い、負担金徴収、庶務等
	総合相談係	新規相談受付、子育て相談、要支援事案対応、養育支援訪問事業、ショートステイ事業、要保護児童対策地域協議会事務局等
援助課	調査係	児童虐待に関する初期対応
	援助係	養護相談、非行相談、育成相談、一時保護事案等の継続相談
	心理指導係	心理診断、心理指導等
	地域支援係	里親支援、家庭復帰に向けた支援等
一時保護課		一時保護をしている子どもの行動観察、生活指導、健康管理

(3) 職員体制

職員の配置については、児童相談所業務の経験者をはじめとする専門職を新規採用するとともに、他自治体児童相談所派遣研修職員や子ども家庭支援センターにおいて児童虐待対応歴を有する職員で構成する。

【児童福祉司・児童心理司の配置数】

① 児童福祉司の配置数 41人

<算出基礎>

○ 3万人の人口あたり 23人

○ 虐待件数による加算【平成29年度数値】

・ 児相虐待発生率 0.205% (相談対応件数 1,400件)

・ 加算職員数 18人

② 児童心理司 21人 (児童福祉司の1/2)

③ 里親養育支援児童福祉司 1人

■ 人員体制 (人)

項目	人数
子ども家庭総合支援部門	21
総務、相談・措置、判定・指導部門	84
一時保護部門	40
計	145

■ 職員配置の予定 (人)

職種	子ども家庭支援センター等関連職場から異動	新規採用	計
児童福祉司	28	14	42
児童心理司		21	21
保健師	3		3
児童指導員	22	9	31
その他(相談員等)	44	4	48
計	97	48	145

第 9 章 職員の確保・育成

1. 基本的な考え方

児童相談所派遣研修修了者及び子ども家庭支援センター職員を児童相談所の児童福祉司及び総合相談係の支援ワーカー等として配置することを基本とする。平成 16 年度より培ってきた地域に根差した支援活動を児童相談所業務に活かしていく。

開設後の人事ローテーションは、児童相談所内で、支援ワーカーから児童福祉司、児童心理司、児童指導員、インテーカー間の人事異動を行い、児童相談所全体の専門性を高めていく。

また、開設当初は、児童相談所勤務経験のある職員を任期付採用で確保し、専門性を継承していく。

2. 確保策

開設当初は、児童相談所勤務経験のある職員を任期付採用し配置する。

〈 参 考 〉

○平成 31 年度任期付職員募集

一時保護課長、児童福祉司 S V、児童心理司 S V、児童指導員 S V、
インテーカー 計 10 名

○その他

福祉職の拡充と、現状、区に配置のない心理職を新規採用で充足する。

3. 育成策

(1) 派遣研修

東京都児童相談所及び近隣自治体へ、児童福祉司、児童心理司、児童指導員候補者を派遣し、現場での対応を学ぶとともに、派遣職員を中心として、本区の運営マニュアルを作成し平成32年4月の児童相談所開設に向けて準備を進める。

[他自治体の児童相談所への派遣研修の状況]

職種	派遣先	派遣期間	人数
児童福祉司	東京都児童相談所	平成24年4月～平成25年3月	1
		平成25年4月～平成26年3月	1
		平成26年4月～平成27年3月	2
		平成27年4月～平成28年3月	1
		平成27年4月～派遣中	1
		平成28年4月～派遣中	1
		平成29年4月～平成31年3月	1
		平成30年4月～派遣中	2
		平成31年4月～派遣中	2
	千葉県児童相談所	平成29年4月～平成31年3月	2
平成31年4月～派遣中		2	
千葉県児童相談所	平成29年10月～平成30年3月	1	
	平成30年8月～平成31年3月	2	
児童心理司	千葉県児童相談所	平成29年10月～派遣中	1
	東京都児童相談所	平成30年4月～派遣中	2
	横浜市児童相談所		1
	埼玉県児童相談所	平成30年4月～平成31年3月	1
児童指導員	東京都児童相談所	平成30年4月～派遣中	2
		平成31年4月～派遣中	1
	千葉県児童相談所	平成30年4月～派遣中	2
		平成31年4月～派遣中	2
	千葉県児童相談所	平成30年8月～派遣中	1
	埼玉県児童相談所	平成31年4月～派遣中	1
	横浜市児童相談所	平成31年4月～派遣中	4
事務	東京都児童相談所	平成30年4月～平成31年3月	1
計			38

(2) 児童相談所開設に向けた子ども家庭支援センター職員等の育成

児童相談所開設の1年前から児童相談所に準じた組織を編成し、インターカーによる相談・通告の受理から児童虐待の初動対応、その後の支援、終結までを実践する。児童相談所勤務経験者の任期付職員を配置し、児童相談所開設を見据え、子ども家庭支援センター職員のジョブトレーニングを行っていく。

また、江東児童相談所からの事案送致や児童福祉司指導委託を積極的に受け持つことにより、職員のスキルアップを図り専門性を高めていく。

一時保護所についても、子どもに対する対応等の研修を重ね、一時保護課長の指揮による開設に向けた準備を進めていく。

(3) 特別区研修所等における児童相談所関連研修の受講

特別区研修所が主催する「児童福祉司任用前講習会」「指定講習会」に児童福祉司候補職員を参加させ、所定の法定研修を修了させるとともに、児童虐待に迅速・的確に対応できる実践力を強化する。

また、警察・検察との協同面接のための「司法面接研修」に児童心理司候補や児童福祉司候補の職員を参加させ実践力を養う。

(4) 児童相談所開設後の人事ローテーション

児童相談所開設後は、専門性を高めるために、前述のように児童相談所内での人事異動を行っていく一方、職員の視野を広げるため、障害者福祉課、生活援護課、保育園、健康サポートセンターなど児童相談所との関連部署に人事異動を行っていく。

第 10 章 江東児童相談所からの児童ケースの引き継ぎ

江東児童相談所からの児童ケースの引き継ぎについては、今後、東京都と協議を重ねていく。

開設前年の4月より、江東児童相談所にケース引き継ぎのための職員（児童相談所派遣研修修了者）を出張させ、ケース概要を把握するとともに児童と保護者への引き合わせ等も含めた具体的な引き継ぎ事務を行っていく。

1 在宅指導ケース

児童福祉司指導や継続指導を行っているケースについて、引き継ぎを兼ねて子ども家庭支援センターへ送致を受け対応をしていく。また、市町村への指導委託についても子ども家庭支援センターで受け対応していく。

併せて、ケースの状況に応じ、引き継ぎのための出張職員も同様に、在宅指導中のケースを江東児童相談所において引き継いでいく。

2 一時保護・施設入所・里親委託のケース

一時保護中や施設入所中、里親委託中のケースは、引き継ぎのための出張職員が担当し引き継いでいく。例外的に、平成32年4月から家庭復帰をするケースなど状況が定まらず不安定なケースについては、区児童相談所開設後も、江東児童相談所と連携を重ねながら、丁寧に引き継いでいく。

開設前年の秋頃より、江東児童相談所にケース引き継ぎのための職員（児童相談所派遣研修修了者）を出張させ、ケース概要を把握するとともに児童と保護者への引き合わせ等も含めた具体的な引き継ぎ事務を行っていく。

3 虐待の初動対応について

開設前年後半には、区職員が、都職員とともに虐待通告の初動の動きを江東児童相談所において、実際に体験して体得していく。

第 11 章 児童相談所開設当初の東京都からの助言及び援助

東京都と協議を重ねている。

第 1 2 章 児童相談所設置市が処理する業務

1. 業務一覧

児童相談所設置市事務について 16 事業毎に検討部会を置き平成 32 年の児童相談所開設に向け、東京都との引継ぎを遺漏なく行い準備を進めていく。

児童相談所設置市事務

	事務項目	庁内関係部署
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子育て支援課、児相準備課 子ども家庭支援センター
2	里親に関する事務	児童相談所開設準備担当課
3	児童委員に関する事務	福祉推進課
4	指定療養機関に関する事務	健康サービス課
5	小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	保健予防課
6	障害者入所給付費の支給等に関する事務	障害者福祉課、児相準備課
7	児童自立支援生活援助事業に関する事務	子育て支援課、児相準備課
8	児童福祉施設に関する事務	子育て支援課、健全育成課、 障害者福祉課等、
9	認可外保育施設に関する事務	子育て支援課
10	小規模住居型療育事業に関する事務	児童相談所開設準備担当課
11	障害者通所支援事業に関する事務	障害者福祉課
12	一時預かり事業に関する事務	子育て支援課
13	障害者福祉サービス等情報公開に関する事務	障害者福祉課
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	子育て支援課、児相準備課
15	特別児童扶養手当に関する判定事務	障害者福祉課、児相準備課
16	療養手帳に係る判定事務	障害者福祉課、児相準備課

2. 今後のスケジュール

- 庁内検討会にて、具体的業務量の算定及び組織改正の必要性を検討
- 各業務部会において、今後の業務内容及び日程を検討

第 1 3 章 計画の策定経緯

1. 計画の位置づけ

本計画書は、児童福祉法第 5 9 条の 4 第 1 項に基づく「児童相談所を設置する市」としての準備状況をまとめたものである。

2. 計画の策定経緯

本計画は、関係部課長からなる庁内検討委員会における検討及び東京都福祉保健局との協議を経て策定した。

〔 児童相談所設置にかかる確認作業（東京都との協議） 〕

回数	開催日	内 容
第 1 回	平成 29 年 6 月 7 日	江戸川区の設置計画（案）について
第 2 回	8 月 2 日	児童相談行政の体制 ・ 児童相談所と子ども家庭支援センターの一元化による相談受理から支援までの体制 職員の確保育成のための具体的な策
第 3 回	8 月 22 日	一時保護所について ・ 建物全体の設計図面確認と留意事項について
第 4 回	12 月 25 日	職員の具体的配置計画と組織全体図（案） 夜間・休日の電話対応について
第 5 回	平成 30 年 2 月 8 日	社会的養護の準備について ・ 里親の確保及び里親に対する支援策 ・ 施設の確保について（児童養護施設）
第 6 回	5 月 29 日	児童相談所開設に向けた全体計画の確認
第 7 回	7 月 25 日	計画全体について ・ 開設の意義 ・ 一元化に伴う相談受理から終結までの流れ ・ 夜間休日の相談体制
第 8 回	10 月 10 日	・ 計画書（案）について ・ 児童相談の受理から相談終結までの流れ他 ・ 都からケース引継（案）について

第 1 4 章 区の子童虐待対応の現状

近年、江戸川区域の子童虐待相談件数は増加しており、江東子童相談所で受理した虐待件数の半数以上が本区の事案となっている。江戸川区における子童虐待防止対策は喫緊の課題である。

〔 江戸川区内の虐待受理状況 〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
子ども家庭支援センター	742 人	620 人	601 人
江東子童相談所(江戸川区)	676 人	737 人	883 人
計	1,418 人	1,357 人	1,484 人

〔 江東子童相談所における江戸川区の虐待受理状況 〕

■ 虐待受理件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
江戸川区	676 人	737 人	883 人
江東区・墨田区	461 人	654 人	804 人
計	1,137 人	1,391 人	1,687 人
全体に占める江戸川区の割合	59.5%	53.0%	52.3%

■ 江戸川区警察署からの通告

() 内数は虐待関係

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
本 区	身柄通告	100 件 (56 件)	77 件 (40 件)	61 件 (33 件)
	書類通告	230 件 (181 件)	288 件 (230 件)	292 件 (267 件)
他 2 区	身柄通告	55 件 (32 件)	81 件 (42 件)	73 件 (41 件)
	書類通告	172 件 (116 件)	351 件 (267 件)	278 件 (230 件)
計	身柄通告	155 件 (88 件)	158 件 (82 件)	134 件 (74 件)
	書類通告	402 件 (297 件)	639 件 (497 件)	570 件 (497 件)
本区の割合	身柄通告	64.5% (65.9%)	48.7% (48.8%)	45.5% (44.6%)
	書類通告	57.2% (60.9%)	45.1% (46.3%)	51.2% (53.7%)

《 参 考 》

■ 非行・く犯

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
江戸川区	81 人	87 人	59 人
江東区・墨田区	46 人	68 人	68 人
計	127 人	155 人	127 人
江戸川区の割合	63.8%	56.1%	46.5%

■ 触法

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
江戸川区	42 人	40 人	20 人
江東区・墨田区	37 人	64 人	31 人
計	79 人	104 人	51 人
江戸川区の割合	53.2%	38.5%	39.2%